

令和2年第1回定例会第5回臨時会議

中之条町議会議録

令和2年11月26日 再開

令和2年11月26日 散会

中之条町議会

令和2年第1回中之条町議会定例会 第5回 臨時会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和2年11月26日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和2年11月26日 午後1時30分						
	散会	令和2年11月26日 午後1時49分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員	12番 剣持 秀喜		13番 山本日出男		14番 齋藤 祐知			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠	
	議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	—
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	—
	教育長	宮崎 一	建設課長	—
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	—
	企画政策課長	—	上下水道課長	—
	税務課長	—	こども未来課長	—
	住民福祉課長	—	生涯学習課長	—
	保健環境課長	—	六合振興課長	—
	観光商工課長	—	教習所長	—
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和2年11月26日午後1時30分開議)

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 審議期間の決定
- 第3 議案第 1号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第 2号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- 第4 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第5 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○

◎ 開議前のあいさつ

○議長(山本隆雄) みなさん、こんにちは。

第1回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回中之条町議会定例会第5回臨時会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可いたします。マスクを着けたまま、はっきりと発言をされますようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

11月16日に東吾妻町で開催された、吾妻環境衛生組合の設立後の初めての組合議会が開催され、議長に中之条町長 伊能正夫氏が選出されました。

次に、7月の豪雨にて、山形県大蔵村において最上川と銅山川の氾濫で大きな被害が発生し、日本で最も美しい村連合を通じて義援金を送付しました。大蔵村よりお礼状をいただきましたので、席上に配付しました。

○

◎ 開議 (午後1時32分)

○議長(山本隆雄) ただいまの出席議員は15名です。

これより令和2年第1回中之条町議会定例会第5回臨時会議を再開します。直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長(山本隆雄) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、12番 剣持秀喜さん、13番 山本日出男さん、14番 齋藤祐知さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長(山本隆雄) 日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今臨時会議の審議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認めます。

よって、今臨時会議の審議期間は本日1日限りと決定しました。

◎ 議案第 1号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎ 議案第 2号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について

(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄) 日程第3、議案第1号・第2号を一括議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、日程に従いまして、議案第1号及び議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、本年10月7日に国会及び内閣に対し国家公務員の給与に関する勧告を、また群馬県人事委員会は、10月28日に県知事及び県議会議長に対し県職員の給与等に関し勧告が行われております。

勧告内容は、一時金につきまして、民間における年間支給割合との均衡を図るために、国・県ともに期末手当を0.05月分引き下げるというものでございます。

また、令和2年度における月例給につきましては、民間給与との格差において、公務員が0.04%上回っておりますが、格差が極めて小さいことから改定の必要はないと判断され、その旨を人事院は10月28日に、群馬県人事委員会は11月9日にそれぞれ報告が実施されております。

町といたしましても、給与制度は国の制度を基本とし、給与水準は地域給与を重視することや情勢適応の原則の観点から、県の勧告を尊重し同様の措置をとらせていただくため、中之条町職員の

給与に関する条例、中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、期末手当の支給率をそれぞれ0.05月引き下げたいというものでございます。

実施につきましては、令和2年度における期末手当の改正は令和2年12月支給分から適用したいことから公布の日から施行させていただき、令和3年度以降の改正は、令和3年4月1日からの施行をお願いしたいというものでございます。

続きまして議案第2号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

改正の内容は、先程の議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由でも申し上げましたが、本年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重したなかで、町特別職にあっても職員同様、期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるというものでありまして、実施時期につきましても、職員と同様の施行期日といたしたいものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

総務課長

(議案第1号及び第2号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

1番、山田さん

○1番(山田みどり) 議案第1号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正についての質問をさせていただきます。

確かにコロナ禍で、一般企業、中小零細企業は本当に厳しい状況の中にあると思います。そういった一般の方からの感覚からしても、給与が減らない公務員はどうなんだというご意見もあるかもしれません。そして、人事院の勧告ということであるとは思いますが、職員は行政、特に町民の命と暮らしを守るための行政サービスを、担い手としてやっている大切な業務があると思います。また、それは普通の一般職と、一般の企業、利益を求める企業とはまた一線を画すと私は思っているので、この給与の引き下げというのは、非常に厳しいのかなと、一律に職員の一時金、給与の引き下げというのは、町長としてもどのような思いでこれを出されているのかお聞かせいただければと思うのですけれども。

○議長(山本隆雄) 町長

○町長(伊能正夫) 山田議員には、公務員をかばっていただくような発言をいただきまして本当にありがとうございます。

ただ、人事院勧告というものを今までずっと踏襲してまいりました。情勢適用の原則というのがございます。県、或いは国の動向に沿って地方公務員も、それに沿って給料が決まってくる

ということでございます。今回は、国、県ともに同じ0.05月のボーナスを削減するという勧告が出ましたので、これに沿ってやらせていただくということでございます。確かに職員については、これだけ減るということでございますので、痛手にはなるかなというふうに思いますけれども、このコロナ禍で、もっと大変な事業所もあ

るというふうに思っておりますので、そういう方たちもいらっしゃるわけなので、役場だけ下げないというわけにはいかないかなというふうに思っております。そういったご配慮をいただきまして、このように提案させていただいたということでご了承いただければというふうに思います。

○議長(山本隆雄)ほかにございませんか。

別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄)異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

「異議ないもの」と認め、直ちに採決に入ります。

裁決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号「中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄)起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第2号は原案の通り可決されました。

○

◎ 報告第1号 専決処分の報告について

(報告、質疑)

○議長(山本隆雄)日程第4、報告第1号を議題とします。町長から報告を求めます。町長

○町長(伊能正夫) 続きまして報告第1号 専決処分の報告でございますが、物損事故の和解につい

て専決処分をさせていただいたものでございます。

去る、令和2年7月9日午前8時20分頃、町職員が大字入山地内の町道を走行中、T字路において相手車両が進行方向左より飛び出し、衝突したものであります。

町車両は助手席側側面を、相手車両はフロント助手席側を破損し、町側の過失割合が20パーセントとして、相手側に4万8,752円の賠償金を支払い和解したものであります。

よろしくお願いたします。

○議長(山本隆雄)報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言なし)

○議長(山本隆雄)別段ないようですので、報告を終わります。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

○議長(山本隆雄)日程第5、議第1号議案を議題とします。提案議員から提案理由の説明を求めます。

福田弘明さん

○11番(福田弘明) それでは、提案理由を申し上げます。

議第1号議案「中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

改正の内容は、本年度人事院勧告及び県人事委員会勧告で、期末手当支給率を0.05月引き下げるというものです。勧告を尊重した中で、議員各位にあっては、期末手当引き下げをお願いするものです。

施行については、12月の期末手当から変更したいというものです。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言なし)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(発言なし)

○議長(山本隆雄) 別段ございませんので、討論を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄)「異議なし」と認め、採決に入ります。

議第1号議案「中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議第1号議案は原案の通り可決されました。

○

◎散会

○議長(山本隆雄)以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

これをもって、令和2年第1回中之条町議会定例会第5回臨時会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午後1時49分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 剣持 秀喜

中之条町議会議員 山本日出男

中之条町議会議員 齋藤 祐知